

## 「仮想通貨」を知ろう

新しいルールができました

インターネットを通じて世界中でやり取りができる「仮想通貨」が注目を集めています。送金や飲食店などでの支払いなど、便利に利用される反面、消費者センターには「仮想通貨」が投資詐欺などに使われたなどの相談も寄せられています。今号では最近話題の「仮想通貨」を取り上げ、その特徴や新しいルールについて説明し、利用する際の注意点などを紹介します。

### 「仮想通貨」って何？

インターネット上で発行し自由に取引される、通貨のような機能を持つ電子データです。2009年に誕生したビットコインが有名ですが、世界には600種類を超す仮想通貨があるとされています。

### 円やドルなどと何が違うの？

仮想通貨は円やドルなどと違い、国が発行し管理している通貨ではありません。国がその価値を保証してないため、その価値が通用するのは、信用する人たちの間でのみです。また、仮想通貨は電子データという特性から、普段私たちが使っているお金（硬貨や紙幣）のような実物はなく、目で見たり手で触ったりすることはできません。

### 「仮想通貨」でできることは何？

- (1) 送金（国内外への送金）
- (2) 決済（ショッピング代金の支払い）
- (3) 投資（価格変動を利用し、リターンを求める） など

### 「仮想通貨」はどうやって手に入れるの？

インターネット上の「交換所」や「取引所」と呼ばれる業者を介して手に入れるのが一般的です。





## 「仮想通貨」の新しいルールとは？

国は、利用者保護とマネー・ロンダリング対策のために法律を改正し、仮想通貨の取り扱いに関するルールを整備しました。

### 《主なルール》

#### (1) 仮想通貨交換業者に登録制を導入

国内で仮想通貨の売買や交換などを行う業者は、仮想通貨交換業者として、金融庁・財務局の登録を受けなければなりません。



登録要件：資本金1,000万円以上など

(イラストは政府広報オンラインより転載)

#### (2) 利用者への適切な情報提供

仮想通貨交換業者は、利用者に次の情報を提供しなければなりません。

- 取り扱う仮想通貨の名称や仕組みなどの説明
- 仮想通貨の特性（法定通貨ではないことや価格変動があること等）
- 手数料等の契約内容

#### (3) 利用者財産の分別管理

仮想通貨交換業者は、利用者から預かった金銭・仮想通貨と、事業者自身の金銭・仮想通貨とは明確に区分して管理することが義務付けられています。





## 関連するトラブルはあるの？

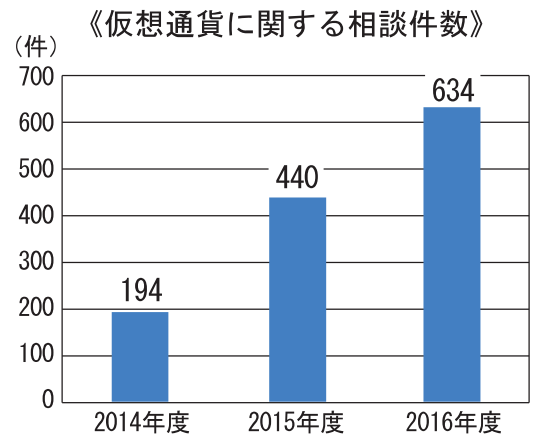
「仮想通貨」に関連する相談は年々増えて  
います。



### 相談事例…

「元本割れの心配もない」と言われ  
て意味も分からず仮想通貨の購入代  
金を払った。

2、3年後には必ず2倍になると言  
われて仮想通貨を買ったが、業者と  
連絡が取れない。



出所 国民生活センターHP  
2017年3月30日：公表データより

仮想通貨の特性を考えると「元本割れしない」「必ず価値  
が上がる」と断定することはできません。このような勧誘  
を受けたら話を聞かず、キッパリ断ってください!!



## 消費者へのアドバイス 取引前には、以下をチェック！

### ◇取引業者は登録業者ですか？

金融庁のウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/>  
で登録の有無を確認しましょう。

### ◇仮想通貨のリスクは理解しましたか？

国が価値を保証している通貨ではないこ  
と、経済状況や売買などに応じて価値変  
動があります。

### ◇取引業者の利用規約は十分に理解しまし たか？また、その内容は理解できましたか？

今後もフィンテック\*を利用した金融サ  
ービスはますます増えるでしょう。新し  
い取引を始めるときは、必ず「取引内容」  
などの説明を聞き、聞いてもその仕組み  
が理解できなければ、取引を見送る勇気  
も必要です。

\*フィンテックとは、IT 技術を使った新たな金融サービス。金融を意味する「Finance（ファイナンス）」と技術を意味する「Technology（テクノロジー）」を組み合わせた造語です。

## 勧誘や取引に少しでも不安を感じたときは

品川区消費者センター

☎03-5718-7182

月～金曜日 9:00～16:00 第4火曜日 16:00～19:00 土曜日 12:30～16:00

来所のご相談は月～金曜日の9：00～16：00のみ受付ます。年末年始・祝日はお休みです。

## 仮想通貨に関する一般的な相談は

金融庁金融サービス利用者相談室

☎0570-016811 (平日10:00～17:00)

IP電話・PHSから

☎03-5251-6811



# お知らせ



## 暮らしのヒント

消費者センターでは、消費生活教室を実施しています。

7月、8月は、日本FP協会から講師を派遣いただき、世代別に生活設計のヒントを学びました。

### ●子育て世代必見！お金の節約術●

幼稚園から高校卒業まで公立に通うと、522万円、幼稚園、中学校、高校は私立に通うと1040万円の学費が必要です。（文部科学省調べ）

「余ったら貯蓄」ではお金は貯まりません。毎月の貯蓄額を決め、固定費（毎月一定額が引き落とされるもの。保険、光熱費、新聞、住宅ローン、通信費、おけいこ・塾など）から節約することをお勧めします。一度減らせば無理なく続きます。

### ●老後の生活設計●

ご夫婦の収入を把握したうえで、老後に必要な費用を計算してみましょう。大切なのは、車の買い替え、旅行、趣味などご家族の夢も計算に入れること。

また、晩年を施設で過ごすか、在宅で過ごすか、葬儀の方法など、ご家族で話し合っておきましょう。施設入所を希望するのに家をバリアフリーに改装しても、費用がかかるだけで使用しないこともあります。

### ●健康食品について●

東京都消費者啓発員 金藤博子さんに学びました

#### 健康食品とは

「医薬品」ではありません。薬の代わりにはなりません。「健康な成人」を対象として、健康維持や増進を目的としたもので、自己判断で利用されます。利用するときは、自分の健康状態を把握し健康食品に含まれる成分など安全性と有効性を知っておくことが重要です。



#### 機能性を表示できるもの

トクホ（特定保健用食品）、栄養機能食品、機能性表示食品は、健康について機能性を表示できる製品です。パッケージの表示で「成分名」「含有量」「注意事項」「問い合わせ先」などを確認しましょう。

国立健康・栄養研究所や消費者庁のウェブサイトにも安全性を確保するための情報が掲載されています。利用するときの目安として活用してください。

## おもちゃの病院

こわれたおもちゃ、動かなくなったおもちゃを直して再び使えるようにします。

《日時》毎週土曜日 13:00～15:30（受付15:00まで）

《場所》品川区消費者センター

**12月16日はサンタが来ます**

**12月23日・30日はお休みです**

